**平成２６年（フ）第４３０８号**
大阪市浪速区下寺３丁目18番11号　南海ビル403号
債務者　鉾谷　義博
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４３９８号**
大阪市西淀川区姫島４丁目３番30号　パラツオ姫島２Ｅ号室
債務者　藤井　仁志
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４４０９号**
大阪市旭区高殿７丁目18番20―205号
債務者　木村八重子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４４６１号**
大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―51号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目５番31―206号
債務者　土居　省三
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４４７９号**
大阪府守口市佐太中町６丁目28番３号
債務者　川口　厚子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４５４４号**
大阪市東住吉区東田辺２丁目３番10号ネオシティ東田辺503号、前住所大阪市東住吉区桑津３丁目30番11―601号
債務者　井上　孝士
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６１７号**
大阪市東住吉区今川８丁目11番26号しらさぎマンション402号
債務者　大西　美希
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６３１号**
大阪府吹田市上山手町30番10―505号、前住所兵庫県尼崎市御園町54番地　ローレルタワー尼崎1808
債務者　丸山映住こと　金　　映住
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６６０号**
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番102―406号
債務者　市原　修治
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８５号**
群馬県安中市野殿871番地
債務者　戸塚喜代美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第４３０７号**
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目３番４号　レジデンス難波宮601号室、前住所大阪市天王寺区石ケ辻町６番13―503号
債務者　林　伊久磨
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６６５号**
大阪府東大阪市稲田新町２丁目８番７―205号
債務者　大須賀慎司
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６６６号**
大阪府茨木市庄２丁目14番28号　コーポオレンジ203号
債務者　前田　一夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９２号**
北海道旭川市豊岡７条３丁目３番２号　マンション東102号室
債務者　櫛引　秋彦
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２９４号**
北海道旭川市東３条２丁目１番21号
債務者　寺澤　正子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３０２号**
北海道旭川市旭町１条２丁目439―８　グランビューエーコー601号室、住民票上の住所北海道旭川市３条通２丁目1386番地　ロジェ３・２―401号
債務者　林　佐和子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部